

第8回犯罪被害者等基本計画検討会における検討課題について  
(回答)

【重点課題に係る具体的施策】

・第1 損害回復・経済的支援等への取組

1. 損害賠償の請求についての援助等(基本法第12条関係)

(5) その他損害賠償請求の実効性確保のための制度の整備等

「被害者に対する損害賠償が適正に措置されるように、自賠償請求と任意保険請求が存在する保険賠償制度を国が管理する自賠償保険に一本化し、対人無制限などを充実してほしい。自賠償保険の後遺障害認定基準と認定方法を見直し、公正で適切な損害賠償を実現してほしい(現状では、損害賠償の認定等に営利目的の保険会社が関与するため、著しく低く認定されるという例が頻発している。適正に認定するとともに、制度の根本的矛盾をも改めてほしい。)」との要望について

自賠償保険は、全ての自動車ユーザーが加入を義務づけられており、また、保険内容も同一となっていることから、被害者が確実に基本的な補償を受けられる仕組みとなっている。

自賠償保険金の支払に異議がある場合は、損害の状態を詳しく示した診断書等を保険会社に改めて提出していただくことにより、自賠償保険の損害調査を行う損害保険料率算出機構において、再度精査されることとなる。

自賠償保険の損害の認定については、保険会社は、国が定めた自動車損害賠償責任保険支払基準に従って保険金を支払うことが義務づけられ、これに違反した場合は、被害者は国土交通大臣に申し出ることができるほか、(財)自賠償保険・共済紛争処理機構において、専門委員による調停を無料で実施するなど、自賠償保険金の支払いの適正化措置が用意されており、今後とも一層の適正化に努めて参りたい。

2. 給付金の支給に係る制度の充実等(基本法第13条関係)

自賠償保険請求期間の延長

「自賠償保険の請求期間(時効)の延長(主に遺族にとっては、悲しみから立ち上がるのに時間がかかり、当会員でも時効になってしまう者が毎年いる。

さらに2年ほどの期間延長を実現してほしい。」との要望について

強制保険である自賠責保険は、保険会社が大量の請求案件を受け付け、一般の保険とは異なり、被害者が保険会社に対して直接請求することを可能とするなど、損害賠償について保険会社との間で迅速な解決が図られるよう被害者を直接の当事者とする特別な扱いを行っていることに伴い、民法における損害賠償請求権の消滅時効が3年であるところ、本請求権の時効は取えて2年としているものである。

なお、本請求権の時効成立後においても、損害及び加害者を知ったときから3年又は当該事故のときから20年の間であれば、被保険者（加害者）に対して損害賠償請求を行い、被保険者の被害者に対する損害賠償額の支払について当該被保険者が保険会社に請求することができる。

### 3. 居住の安定（基本法第16条関係）

#### （1）公営住宅への優先入居等

「公営住宅への入居は募集時期が決まっているため、緊急的な措置としての対策も必要。」との要望について

公営住宅は、真に住宅に困窮する低額所得者に対して、低廉な家賃で供給されるものであり、これらの者の入居の機会の公平性を確保するため、公募を必要としている。ただし、事業主体が、国土交通大臣の承認を得た上で、公営住宅の空家を目的外使用として公募によらずに犯罪被害者等に使用させることは、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障がない範囲で可能である。

「近年「ペット」と生活している被害者家族のケースが多いことから、行政に公営住宅の優先入居を懇願しても、簡単に断られてしまう。このことについては、被害者等の心のケア、回復に「ペット」の存在が否定できない。「ペット」と生活している者にも認めるべき。」との要望について

公営住宅における動物の飼育の可否については、他の入居者への影響を勘案しつつ、地域の実情に応じて事業主体が決めるものである。

「公営住宅のほか、都市公団の空き住宅の活用を検討すべき。」との要望について

都市再生機構の賃貸住宅は、主に中堅ファミリー層を対象とし、一定の収入資格要件（1）を設けているところであり、現在のところ、犯罪被害者等であることに着目した優先入居の取り扱いは行っていない。

しかしながら、犯罪被害者等が障害者・母子（父子）家庭・高齢者世帯に該当すれば入居優遇措置（2）の対象となる。

都市再生機構の賃貸住宅において犯罪被害者等を入居優遇措置の対象とする

かどうかは、今後、公営住宅における検討結果を踏まえ、都市再生機構においてその必要性を検討する。

- 1 収入要件：家賃の4倍又は33万円（単身者の場合25万円）以上
- 2 基準月収の1/2に満たない場合でも親族の支援があれば可、当選率を10倍に優遇（新規募集団地に限る）

#### 被害者家族の宿泊に関する配慮

「被害者世帯の居住の安定について、支援員のサポートも同時提供できる状態で、公営住宅の確保やホテル・旅館・病院などとの契約確保も検討するべき。」との要望について

犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、事業主体の判断による公営住宅への優先入居等を検討しているところである。

#### 【 推進体制 】

##### (1) 国の行政機関相互の連携・協力

「犯罪被害者等のための根本的な施策として、具体的施策の冒頭部分に、下記施策を明記すべきである。

犯罪に関わる全ての場面及び手続において、犯罪被害者等の権利が保障されなければならないことを前提として、各機関が犯罪被害者等の権利保障のために果たすべき役割を明確にするため、警察法をはじめ各省設置法等の関係法令の改正を行う。」との要望について

犯罪被害者等基本計画において国土交通省が講ずる措置が具体化・明確化されるものと考えている。これに基づいて必要な関係法令の改正を行うこととしている。（この旨を基本計画に明記するかどうかは、関係府省と相談して決めることとしたい。）

平成17年10月6日  
国土交通省

犯罪被害者等基本計画案試案（第8回検討会用事務局案）について  
（意見）

10月3日付内閣府犯罪被害者等施策推進室の標記照会について、以下のとおり意見を提出いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

【意見】

P11

3. 居住の安定(基本法第16条関係)

[今後講じていく施策]

(1) 公営住宅への優先入居等

ア 国土交通省において、犯罪被害者等が事件現場になった自宅に住めないなどの事情がある場合には、公営住宅の同居親族要件を緩和し、単身入居を可能とすることや、管理主体の判断で公営住宅への優先入居ができることを明確にするよう検討し、平成17年度中にも所要の措置を講ずる。~~とともに、~~独立行政法人都市再生機構において、~~の機構~~賃貸住宅における犯罪被害者等の入居優遇措置について、公営住宅への優先入居に関する検討結果を踏まえ、必要性について検討する。【国土交通省】

【理由】

機構賃貸住宅の入居優遇措置については、独立行政法人都市再生機構の内規で定めるものであり、機構において検討を行うべきものであるため。